

別記様式（第2条関係）

会 議 結 果 報 告 書

令和7年2月4日

会議の名称	庁議
開催日時	令和7年2月4日（火）9時30分～10時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 教育政策部長 今野美香 （計14人）
欠席者職氏名	選挙管理委員会事務局長 榎本章一
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松永仁 2 総務部長 豊島俊二 3 総務部長 豊島俊二 4 総務部長 豊島俊二 5 市民生活部長 松井俊之 6 福祉部長 中村修 7 子ども・健康部長 近藤政雄 8 子ども・健康部長 近藤政雄 9 子ども・健康部長 近藤政雄 10 上下水道部長 山崎仁 11 上下水道部長 山崎仁 12 上下水道部長 山崎仁 【報告】 1 市長公室長 松永仁 2 市長公室長 松永仁

	3 総合行政部長 村山修 4 総合行政部長 村山修 5 教育政策部長 今野美香
議 題	【付議】 1 「志木市公共施設等マネジメント戦略（志木市公共施設等総合管理計画）」の改訂及び「志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期個別施設計画～」の策定について 2 令和6年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について 3 令和7年度志木市一般会計及び特別会計当初予算について 4 志木市手数料条例の一部を改正する条例について 5 志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について 6 第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画の策定について 7 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 8 志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例について 9 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 10 令和6年度志木市水道事業会計補正予算（第2号）について 11 令和7年度志木市水道事業会計予算について 12 令和7年度志木市下水道事業会計予算について 【報告】 1 令和7年度施政方針について 2 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）実行計画（令和7年度～令和9年度）について 3 令和7年志木市議会3月定例会提出議案について 4 志木市定員管理計画＜第5期＞の策定について 5 秋ヶ瀬スポーツセンター等再整備事業について

結 果	【付議】 1 ～12 了承 【報告】 1 ～ 5 了解
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会 議 内 容 の 記 録 （ 経 過 、 結 果 等 ）	
開会 総合行政部長が開会を告げる。	
【付議】 1 「志木市公共施設等マネジメント戦略（志木市公共施設等総合管理計画）」の改訂及び「志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期個別施設計画～」の策定について ○概要説明：市長公室長 総務省の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」の改訂に伴う、「志木市公共施設等マネジメント戦略（志木市公共施設等総合管理計画）」の改訂及び「志木市公共施設適正配置計画～第Ⅰ期個別施設計画～」の令和6年度の終期に伴い、「志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期個別施設計画～」を策定するものである。 【志木市公共施設等マネジメント戦略改訂概要】 総務省の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」の改訂を受け、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に「脱炭素化の推進方針」の追記及び「公共施設マネジメントの実績」等の更新も併せて行った。 【第Ⅱ期個別施設計画概要】 第Ⅱ期(令和7年度～令和16年度)におけるマネジメント方策実施対象施設について、志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、個別施設ごとの再配置等に関する具体的な方向性を定めるものである。	
2 令和6年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について ○概要説明：総務部長 既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたため次の補正予算を	

調製するもの。

- ・令和6年度一般会計補正予算（第8号）

※ 繰越明許費の設定含む

- ・令和6年度一般会計補正予算（第9号）

※ 継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正含む

- ・令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- ・令和6年度志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

- ・令和6年度介護保険特別会計補正予算（第3号）

- ・令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【補正予算の内容】（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第8号）	32,270,774	159,628 →	32,430,402
一般会計（第9号）	32,430,402	△2,738,471 →	29,691,931
国保特別会計（第4号）	6,793,845	32,475 →	6,826,320
駐車場特別会計（第1号）	40,987	17,311 →	58,298
介護特別会計（第3号）	6,086,452	12,165 →	6,098,617
後期特別会計（第2号）	1,314,249	△ 11,581 →	1,302,668

3 令和7年度志木市一般会計及び特別会計当初予算について

○概要説明：総務部長

令和7年3月定例会に提出する当初予算については、次のとおりとする。

【当初予算の内容】（単位：千円、増減率は%）

会計区分	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
一般会計	32,406,000	30,454,000	1,952,000	6.4
国民健康保険特会	6,428,021	6,215,945	212,076	3.4
地下駐車場特会	40,521	40,987	△466	△1.1
介護保険特会	5,993,876	5,756,208	237,668	4.1
後期高齢者医療特会	1,377,195	1,312,537	64,658	4.9
合計	46,245,613	43,779,677	2,465,936	5.6

【令和7年度末基金残高見込】

財政調整基金 635,115 千円

公共施設安心安全化基金 1,955,786 千円

4 志木市手数料条例の一部を改正する条例について

○概要説明：総務部長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、特定建築行為に関する確認申請に係る手数料の設定等をしたいので、地方自治法第228条第1項の規定により、この案を提出するものである。

【改正箇所】

別表第7 (建築基準法関係)

別表第8 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係)

別表第9 (都市の低炭素化の促進に関する法律関係)

別表第10 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係)

【主な改正内容】

○確認審査等事務量の増加⇒既設手数料の増額

○新たに生じる認定事務⇒手数料の新設

○法改正による項ずれ⇒文言整理

○建築物省エネ適合判定区分の新設⇒別表第10

【施行日】

令和7年4月1日

5 志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

○概要説明：市民生活部長

これまでも、市では「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、温室効果ガス排出量の削減に努めているところであるが、国の「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、令和6年4月に「志木市ゼロカーボンシティ」を宣言し、5月には「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて民間事業者との包括連携協定を締結したところである。

「ゼロカーボンシティ」の実現には、市民・事業者の取組が不可欠であることから、新たに「志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するものである。

【計画名】

志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

【計画期間】

令和7年度から令和12年度までの6年間

【計画の目的】

本計画に基づき、市民・事業者に「ゼロカーボン」に資する取組を行っていただくことで、2030年度の温室効果排出量を基準年度2013年度と比較して46%削減することを目標としている。

【市民意見公募の結果】

提出意見件数（人数） 11件（4人）

6 第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

○概要説明：福祉部長

さまざまな福祉課題への対応を図るため、地域における支え合いや助け合いを中心として、支援が必要な人を地域社会で支えることにより、すべての市民が安心して暮らせる地域社会づくりの推進を目的として、第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画を策定するものである。

【計画名】

第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画

【計画期間】

令和7年度から令和11年度までの5年間

7 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○概要説明：子ども・健康部長

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日公布）」により、生後6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度（こども誰でも通園制度：児童福祉法では「乳児等通園支援事業」）が導入され、事業を実施するにあたり、市が条例を定める必要がある。

本市では、当該事業を令和7年度より実施する予定である。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準をもとに、市が条例で定めることとなる。

【条例で定める基準の事項】

○従うべき基準

安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、食事、秘密保持等、乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員の基準、乳児等通園支援の内容

○参酌すべき基準

最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業の一般原則、乳児等通園支援事業者と非常災害、乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準、衛生管理等、乳児等通園支援事業所内部の規程、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、苦情への対応、設備の基準、保護者との連絡、電磁的記録

8 志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

公立保育園における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、事業の利用に係る費用の額を設定するとともに、現在実施中の一時保育事業の利用料との整合性を図るため、一時保育利用料に時間額利用を加え、併せて文言整理を行うもの。

【改正の概要】

乳児等通園支援事業の利用に係る費用の額を定め、一時保育料との整合性を図るため一時保育料に時間額利用を加える。

一時保育料時間額利用 3 0 0 円

【施行日】

令和 7 年 4 月 1 日

9 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税率の改定及び課税限度額の引き上げを行うものである。

令和 9 年度の県内税率準統一を見据え、一般会計からの法定外繰入の段階的解消と、標準税率に定める応能応益割合（志木市の場合は 5 7 : 4 3 程度）に

段階的に近づけていくための見直しを行う。加えて医療分についても2方式化する。

【改正の概要】

○税率改定

医療分：所得割 7.3%→7.35%

均等割 21,000 円→32,800 円

資産割・平等割（廃止）

後期分：所得割 2.4%（据え置き）

均等割 10,500 円→13,300 円

介護分：所得割 2%→2.2%

均等割 11,000 円→14,100 円

○課税限度額の引き上げ

後期分：22万円→24万円

【施行日】

令和7年4月1日

10 令和6年度志木市水道事業会計補正予算（第2号）について

○概要説明：上下水道部長

令和7年度実施予定の水道基本料金減免にかかる水道料金システム改修費用の債務負担行為設定（第5条予算の追加）

期間 令和6年度から令和7年度まで

補正額

限度額 3,036千円

システム改修に4か月程度を要することから、早期に着手するため、3月定例会開会日に先議事項として提出するもの。

水道基本料金減免（令和7年度事業）

一般会計補助金 101,000千円

内訳・システム改修費 3,036千円

・減収分補填 97,964千円

11 令和7年度志木市水道事業会計予算について

○概要説明：上下水道部長

（1）収益的収入及び支出（3条予算、税込）

収入 1, 436, 271千円

支出 1, 547, 464千円

差引 △111, 193千円

(2) 資本的収入及び支出 (4条予算、税込)

収入 375, 719千円

支出 797, 065千円

差引 △421, 346千円

(3) 供給単価及び給水原価 (税抜)

供給単価 142円80銭

給水原価 180円77銭

差引 △37円97銭

12 令和7年度志木市下水道事業会計予算について

○概要説明：上下水道部長

(1) 収益的収入及び支出 (3条予算、税込)

収入 1, 960, 815千円

支出 2, 088, 907千円

差引 △128, 092千円

(2) 資本的収入及び支出 (4条予算、税込)

収入 740, 260千円

支出 1, 110, 890千円

差引 △370, 630千円

(3) 使用料単価及び污水处理原価 (税抜)

使用料単価 113円00銭

污水处理原価 131円61銭

差引 △18円61銭

【報告】

1 令和7年度施政方針について

○概要説明：市長公室長

令和7年度施政方針を作成したので報告するもの。

【構成】

(1) 市政運営に関する基本的な考え方

(2) 財政環境と予算編成の基本的な考え方

(3) 主要施策（志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）に基づく）

2 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）実行計画（令和7年度～令和9年度）について

○概要説明：市長公室長

志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）将来構想に基づく後期実現計画に掲げた施策を実現するため、事業計画及び財政計画である実行計画について、新年度予算編成等を踏まえ調製し、策定したので報告するもの。

3 令和7年志木市議会3月定例会提出議案について

○概要説明：総合行政部長

議案 27件

補正予算 7件

当初予算 7件

条例 12件

道路線の認定 1件

4 志木市定員管理計画《第5期》の策定について

○概要説明：総合行政部長

限られた資源の中でも選ばれる志木市であり続けるために、市民ニーズを的確に捉え、創意工夫を凝らす職員を磨き続ける組織体制を構築し、従来の型にとらわれることなく働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、職員のパフォーマンスを最大限に引き出すことで、市民サービスを向上するため、志木市定員管理計画《第5期》を策定したので報告するもの。

○計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）とする。

○目標

令和12年4月1日の職員数を436人とする。

（令和6年度末の職員数408人から28人補充）

○目標達成のための採用基準

新規採用職員は、再任用職員や専門職等の状況を考慮しながら、計画的・

継続的に採用する。

○定員管理実現のための方策※ 太字は第4期からの変更点

①年齢構成に配慮した計画の推進

②人材の育成と活用

③定年引上げへの対応

④民間活力の活用

⑤事業の統合、組織機構の見直し

⑥自治体D X の推進

⑦職員の休業等への対応

⑧会計年度任用職員等の有効活用

5 秋ヶ瀬スポーツセンター等再整備事業について

○概要説明：教育政策部長

老朽化が進み、耐震性能も不足している秋ヶ瀬スポーツセンターについては、志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、市民のスポーツ振興や地域コミュニティの向上を目的とした施設として、再整備を進めているところである。今般、設計の概要がまとまったことから、報告を行うものである。

今後、当該概要について、利用団体等への説明及びヒアリングを行う予定としている。

【建築計画概要】

構 造：鉄筋コンクリート造

階 数：地上3階、屋上階1階

延床面積：953.58㎡

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。